

平成30年4月以降の小平市介護予防・日常生活支援総合事業について

1 平成30年4月以降の小平市における介護予防・日常生活支援総合事業について

- ・みなし指定の期間については、平成30年3月末をもって終了する。
- ・第7期の介護保険報酬改定に合わせて、総合事業における単位の改定を行う。
- ・旧国基準（介護予防訪問・通所介護相当）は訪問型サービス、通所型サービスともに継続する。
- ・これまでの月額包括報酬から、利用者負担の適正化の視点から、要介護者と同様に1回当たり単価を設定する。ただし、総合事業において1月ごとに事業者が設定できる報酬は、国が定める上限を超えることができないため、月額の上限額を設定する。
- ・訪問型サービスについては、小平独自基準の利用促進を図る。

2 単位改定スケジュール

平成29年10月6日 訪問型サービス事業所事前調整会

通所型サービス事業所事前調整会

平成29年11月 意見集約、課題整理

平成29年12月上旬 事業所説明会

説明会資料HP公開

平成30年3月 第7期の介護報酬の改定内容が確定後、サービスコード表、単位マスタのリリース